

公立大学法人都留文科大学
第3期中期目標に係る業務の実績に関する報告書
【中期目標期間（中間見込）評価】
に関する評価結果書

令和7年8月25日

都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	3
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	4
(2)	大項目ごとの状況	5
①	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	5
②	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
③	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
④	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
⑤	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
⑥	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するた めにとるべき措置	10
⑦	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	10
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	12
VIII	法人に対する勧告	12
IX	法人からの意見の申し出とその対応	12
X	項目別評価結果総括表	13

公立大学法人都留文科大学の第3期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果

I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第1項第1号

II 評価の対象

法人の中期目標の期間（令和3年4月1日から令和9年3月31日まで）期間終了時の前々事業年度における最終年度を見越した達成見込状況

III 評価の目的

公立大学法人都留文科大学（以下「法人」という。）が行った現行の中期目標期間の経過年度の中期目標の達成状況についての総合的な自己点検・自己評価に対し、都留市公立大学法人評価委員会が、中期目標の中間評価を行うことにより、中期目標達成に向けて、課題を明らかにし、法人が中期目標を達成していくための方策を検討していくことや、都留市及び大学が次期中期目標及び次期中期計画の検討に資することを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏名	役職等	
原 護	委員長	Moore みらい監査法人 監事
青山 伸一		青山公認会計士事務所 代表
室谷 裕志		東海大学 情報理工学部 情報科学科
荻原 秀祥		都留市商工会会長
降矢 結城		公益財団法人 山梨総合研究所専務理事

V 評価を実施した時期

令和7年7月1日～令和7年8月25日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日 都留市公立大学法人評価委員会決定、平成 28 年 6 月 22 日、平成 30 年 6 月 25 日、令和 3 年 12 月 20 日一部改正）

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			【大項目別評価】			【全体評価(総合的な評価)】		
① 中期計画の項目(112項目)ごとの達成状況を5段階評価			② 中期計画の7つの大項目ごとの達成状況を5段階評価			③ 中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	中期計画を十二分に達成	達成度120%以上	s	中期目標を十二分に達成	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期目標を十二分に達成	①の評点の単純平均に②のウェイトを乗じた合計が4.3以上
4	中期計画を十分に達成	100%以上120%未満	a	中期目標を十分に達成	3.5以上4.2以下	A	中期目標を十分に達成	3.5以上4.2以下
3	中期計画を概ね達成	90%以上100%未満	b	中期目標を概ね達成	2.7以上3.4以下	B	中期目標を概ね達成	2.7以上3.4以下
2	中期計画はやや未達成	70%以上90%未満	c	中期目標はやや未達成	1.9以上2.6以下	C	中期目標はやや未達成	1.9以上2.6以下
1	中期計画は未達成	70%未満	d	中期目標は未達成	1.8以下	D	中期目標は未達成	1.8以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1) 中期計画が掲げる数値目標が「〇〇率100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が100%であったときを5」、「達成度が95%以上100%未満であったときを4」、「達成度が90%以上95%未満であったときを3」、「達成度が70%以上90%未満であったときを2」、「達成度が70%未満であったときを1」とする。
- (2) 中期計画が「〇〇について検討する(取り組む)」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを2」、「取組みなしを1」とする。

2 大項目別評価における判断の目安

- (1) 一の大項目内において最小項目記載事項の再掲がある場合、再掲した最小項目記載事項に係る評点は平均値算定の対象から除く(二重計上はしない)。
- (2) 当該大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占め

る割合が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。

(3) 評定に当たっては、当該大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値をもとに大項目全体を平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。

3 全体評価における判断の目安

(1) 判断の目安となる値の算定に用いる大項目のウエイトは原則として次のとおりとする。

- | | |
|--|-------|
| ①IV大学の教育研究等の質の向上に関する目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 20 |
| ②V研究に関する目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 20 |
| ③VI地域貢献及び国際化に関する目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 15 |
| ④VII業務運営の改善及び効率化に関する目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 15 |
| ⑤VIII財務内容の改善に関する目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 15 |
| ⑥IX自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 05 |
| ⑦Xその他業務運営に関する重要目標（を達成するためにとるべき措置） | 0. 10 |

(2) 各大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合（%）に(1)のウエイトをそれぞれ乗じて得た数値の合計値が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。

(3) 評定に当たっては、全体評価における判断の目安に用いる数値をもとに平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。

(4) 評価結果の確定の日までに、経常損失の発生や学部全体の入学者の数が入学定員に満たなかった場合等の「主要な経営指標の悪化」、学校教育法第15条に規定する文部科学大臣の勧告がなされる等の「法令に違反する重大な事実の発生」など、法人の財政状態や運営状況に関し今後の業務の適正かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、その理由、背景、影響の度合いその他の事情を総合的に考慮した上でC又はDの評定をすることができる。認証評価において重大な事項が多数指摘された場合も同様とする

4 評価実施の経過

6月28日	法人から第3期中期目標に係る業務の実績に関する報告書【中期目標期間（中間見込）評価】の提出
7月1日～7月24日	実績報告に基づく評価委員の事前評価
8月4日	評価委員会開催
8月25日	法人への評価結果書の提示

VII 評価の結果

1 総合的な評定

「中期目標を十分達成」のA評価

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期目標を十分達成」となっている。

各大項目に係る「最小単位別評価の評点の平均値」に当該「大項目のウェイト」を乗じて得た数値の合計値が、「全体評価（総合的な評定）」欄のとおり「3.6」であり、評定を「A」とする際の判断の目安である「3.5以上4.2以下」の範囲内であり、「3点以上の評点が占める割合」について90%は超えないものの、評定は「A評価」とし、「中期目標を十分達成」となる見込みである。

2 評価概要

（1）全体的な状況

7つの大項目のうち「第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置」の4項目については、「最小単位別評価の評点平均値」は3.5以上で、「3点以上の評点が占める割合」については、88.6%、100%、66.7%、100%で評定を「a評価」とし、「中期目標を十分達成」となる見込みとした。次に「第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置」の1項目については、「最小単位別評価の評点平均値」は4.5で、「3点

以上の評点が占める割合」は100%で評定を「s評価」とし、「中期目標を十二分に達成」との見込みとした。次に、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置」の2項目については、「最小単位別評価の評点平均値」は3.4以下で、「3点以上の評点が占める割合」が69.2%、80.0%で評定を「b評価」とし、「中期目標を概ね達成」となる見込みとした。

(2) 大項目ごとの状況

① 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- 2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- 3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	5	11.3%
		4点	19	43.2%
		3点	15	34.1%
		2点	4	9.1%
		1点	1	2.3%
		合計	44	100.0%

1 教育に関する目標を達成するための措置

- ・学生、保護者、就職先企業・学校等を対象に行うニーズ等の把握はマネジメントを行う上で必要なものであり今後の大学の指標となるものでもあるので、客観的視点を持ち取り組むべき方向性の位置づけのためにより一層、努められたい。【4】

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・社会ニーズを取り込んだ教員の採用についても検討されたい。【21】
- ・授業の質を向上させるためにも、今後の授業評価アンケートのやり方について検討されたい。【28】

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・ラーニングコモンズが整備されたことは評価できる。今後の使い方を含め、利用率等、数値目標の設定を検討されたい。【32】
- ・学生の食生活を支援する100円朝食は、素晴らしい取組のため今後も継続して行われたい。【45】

② 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
S	4.5	5点	4	57.1%
		4点	2	28.6%
		3点	1	14.3%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	7	100.0%

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・研究等の水準・成果の検証を客観的に行うためには認証評価機関による評価が不可欠である。今後、研究成果の水準の向上を図るためにも、評価を受ける準備を推進されたい。【47】

2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・学部等専門領域を活かし先進的な研究を推進するとともに、今日的な地域課題の解決に資する研究を行い、地元に基づく大学としての意識を持ち推進されたい。【49】

③ 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
2 国際化に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.8	5点	5	22.7%
		4点	8	36.4%
		3点	9	40.9%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	22	100.0%

1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・生涯学習、人材育成、文化、国際交流、理数教育等の共同事業や支援事業については「教育首都つる」の理念のもと意識的に取り組まれない。【53】
- ・都留市における地域教育の大きな特色となっている SAT については、地域貢献として大学の存在意義を高める活動であり、教員を目指す学生にとって教育現場を体験できる貴重な仕組みとなっているので、今後も推進されたい。【60】
- ・「つるフィールド・ミュージアム」等の大学連携施設は、都留市が推進している「生涯活躍のまち・つる」事業において重要な位置付けとなっており、今後の施設活用やソフト事業の創出については引き続き尽力されたい。【65】

2 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・都留で学ぶ留学生の受け入れや、グローバル教育奨学金など、海外の学生と交流するための基盤は整っているため、これらを最大限に活用し、学生が国際感覚を涵養できるような仕組みを構築されたい。【67】【69】

④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b	3.0	5点	1	7.7%
		4点	1	7.7%
		3点	7	53.8%
		2点	4	30.8%
		1点	0	0.0%
		合計	13	100.0%

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 監事監査と内部監査両者を明確に区分したうえで、今後も適正な事務処理が行われているかなどを客観的判断ができるよう努められたい。【78】

2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置

- ・ ヘルスリテラシー向上のためにも、定期健康診断の受診率 100%を目指すよう尽力されたい。【84】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 研修の機会を増やすことで職員的能力や専門性を高めることができるため、引き続き有用な研修機会の創出について検討されたい。【87】

⑤ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	2	33.3%
		4点	0	0.0%
		3点	2	33.3%
		2点	1	16.7%
		1点	1	16.7%
		合計	6	100.0%

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 入学金や授業料の適正なあり方や、奨学寄附金制度の導入については、学生間に不公平感が出ないように配慮を行われたい。【90】

2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

- ・ 水道光熱費の抑制や学内会議資料のペーパーレス化等の経費削減については、大学の経営努力が見られている。人件費や物価・エネルギー料金の高騰等の問題もあるが、費用対効果を意識した上で、今後とも更なる経費の削減に努められたい。【91】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 今後も大学が保有する多くの施設について有効活用を図るため、市民が利用できることを周知し、市民開放件数の増加に努められたい。【93】

⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- | |
|---------------------------------|
| 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 |
| 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	0	0.0%
		4点	1	33.3%
		3点	2	66.7%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	3	100.0%

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・自己点検・評価等は、点数が低い項目については、目標の達成に向けた改善策について記載するなど、今後も内容を充実されたい。【94】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・今後も、SNS等多様なメディアを活用し、時代に沿った戦略的なプロモーションを実施されたい。【96】

⑦ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- | |
|-------------------------------|
| 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 |
| 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 |
| 3 コンプライアンス強化等に関する目標を達成するための措置 |
| 4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b	3.1	5点	1	6.7%
		4点	2	13.3%
		3点	9	60.0%
		2点	3	20.0%
		1点	0	0.0%
		合計	15	100.0%

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、ラーニング・コモンズとして、学生の自学・自習スペースの整備に努められたい。【再掲】【98】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・昨今の状況を勘案すると災害対策は急務である。安心安全で災害にも強い大学を目指し、災害に備えるためにも早期の具体的な対応を期待する。【102】

3 コンプライアンス強化等に関する目標を達成するための措置

- ・コンプライアンスに対する意識付けとして、これまでも研修を行われてきているが、コンプライアンス強化に向けたさらなる研修の充実が必要であり、定着度・理解度の検証策として定期的な理解度テスト等も検討されたい。【106】

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- ・学内においても節水、省エネ、ペーパーレスの意識を持ち環境配慮できるよう努められたい。【111】

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

VII 法人に対する勧告

なし

IX 法人からの意見の申し出とその対応

令和7年8月25日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、同日付けで、「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

X 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務(中間見込み評価)に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	最小単位別評価の対象項目数(中期計画項目数) ①②	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位別評価の評点 平均値 ⑨	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))								大項目別評価 (評定) ⑰	大項目のウエイト ⑱	備考
		5点	4点	3点	2点	1点	計		5点	4点	3点	2点	1点	計	3点以上の評点が占める割合				
		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	45	5	19	15	4	1	44	3.5	11.4	43.2	34.1	9.1	2.3	100.0	88.6	a	0.2		
1 教育に関する目標を達成するための措置	20	2	10	6	2	0	20	3.6	10.0	50.0	30.0	10.0	0.0	100.0	90.0				
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	8	1	1	4	1	0	7	3.3	14.3	14.3	57.1	14.3	0.0	100.0	85.7			【青標】(【10】と同一)	
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	17	2	8	5	1	1	17	3.5	11.8	47.1	29.4	5.9	5.9	100.0	88.2				
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	7	4	2	1	0	0	7	4.5	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0	100.0	100.0	s	0.2		
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	3	3	0	0	0	0	3	5.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	4	1	2	1	0	0	4	4.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	22	5	8	9	0	0	22	3.8	22.7	36.4	40.9	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.15		
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	2	5	6	0	0	13	3.7	15.4	38.5	46.2	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 国際化に関する目標を達成するための措置	9	3	3	3	0	0	9	4.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0				
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	13	1	1	7	4	0	13	3.0	7.7	7.7	53.8	30.8	0.0	100.0	69.2	b	0.15		
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	5	0	1	2	2	0	5	2.8	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	100.0	60.0				
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	5	0	0	3	2	0	5	2.6	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	100.0	60.0				
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	1	0	2	0	0	3	3.7	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0				
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	2	0	2	1	1	6	3.5	33.3	0.0	33.3	16.7	16.7	100.0	66.7	a	0.15		
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	3	1	0	1	0	1	3	3.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	100.0	66.7				
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	2	0	0	1	1	0	2	2.5	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	50.0				
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	1	0	0	0	0	1	5.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	0	1	2	0	0	3	3.5	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05		
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	2	0	0	2	0	0	2	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	0	1	0	0	0	1	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	16	1	2	9	3	0	15	3.1	6.7	13.3	60.0	20.0	0.0	100.0	80.0	b	0.10		
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	4	1	1	1	1	0	4	3.5	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	100.0	75.0				
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	5	0	0	2	2	0	4	2.5	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	50.0			【青標】(【10】と同一)	
3 コンプライアンス強化等に関する目標を達成するための措置	4	0	1	3	0	0	4	3.3	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	3	0	0	3	0	0	3	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
単純合計(ウエイト非考慮)	112	18	33	45	12	2	110	3.5	16.4	30.0	40.9	10.9	1.8	100.0	87.3				
全体評価(総合的な評定)								3.6	23.9	24.0	38.2	10.9	3.0	100.0	86.1	A	1.00		

注:大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点は含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。注:小数点端数により積み上げ値と合計値が一致しないことがある。

